

横浜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の財産の処分に伴う補助金の返還の取り扱いについて

取得財産の処分により、交付した補助金を返還させる場合の返還金額については、補助金額に当該システムの使用期間により定めた返還割合を乗じた額とする。

- 横浜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定に基づき、交付した補助金額のうち、実績報告にある電力受給開始日から起算した期間ごとに、以下の表のとおり返還割合を定める。(処分の承認前に当該行為が行われた場合は、その日から起算する。)

当該システムの使用期間	返還の割合
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して1年に満たない場合	100%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して1年以上2年未満	90%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して2年以上3年未満	80%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して3年以上4年未満	70%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して4年以上5年未満	60%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して5年以上6年未満	50%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して6年以上7年未満	40%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して7年以上8年未満	30%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して8年以上9年未満	20%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して9年以上10年未満	10%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して10年以上の場合	なし

※ 交付要綱においては、管理義務として対象システムをその法定耐用年数の期間管理し、使用することとしており、ここで、国税庁によると太陽光発電システムの法定耐用年数は、17年となっている。しかしながら、主要メーカーにおける出力等のシステムの保証期間は概ね10年となっており、また、システム中には10年程度で更新しなければならない機器も含まれていることから、当初10年間の善良なる管理で、当該補助金の効果は十分発揮されていること考え、10年以上経っての処分については補助金の返還は求めないこととする。